令和３年度　国立大学法人北海道大学契約監視委員会
議　事　概　要

１．日時

令和３年 12 月８日（水）14 時 00 分～15 時 40 分

２．場所

北海道大学百年記念会館１階　大会議室

３．委員

山本　眞樹夫　（学識経験者）
佐藤　昭彦　　（弁護士）
三宅　英彦　　（公認会計士）

４．議事

(1)　委員長の選任

国立大学法人北海道大学契約監視委員会規程（以下「委員会規程」という。）第５条に基づき，委員の互選により，山本委員が委員長に選任された。

(2)　委員会の運営について

本会の運営を円滑に行うために必要な事項について議論がなされ，「国立大学法人北海道大学契約監視委員会の運営に関する申し合わせ」が定められた。

(3)　審議契約案件の抽出

事務局から，令和２年10月から令和３年９月までに締結された契約案件に係る説明があった後，審議方法等についての議論がなされた。

その結果，医薬品の購入契約，理化学機器の購入契約，外注業務の提供契約，電子ジャーナルの利用提供契約，及びシステム保守業務の提供契約の５案件を抽出し，委員会規程第２条に定める観点で審議することとされた。

(4)　審議

①医薬品の購入契約

契約担当課から，契約の内容及び入札手続について説明があった後，主に一者応札の改善方策が適正であるかの観点で議論がなされた。

②理化学機器の購入契約

契約担当課から，契約の内容及び入札手続について説明があった後，主に一者応札の改善方策が適正であるかの観点で議論がなされた。

【委員からの意見等】

・　経済的や効率的な調達の観点で，契約担当課から製品要件を定める仕様策定委員会に対して，積極的にアドバイスができる体制となることを期待したい。

③外注業務の提供契約

契約担当課から，契約の内容及び予定価格の積算方法について説明があった後，主に予定価格の積算方法が妥当であるかの観点で議論がなされた。

【委員からの意見等】

- 予定価格を構成する単価について，委託先に求める内容が高い水準であり，かつ独自の業務内容であるため，同様の業務における他大学の実績との比較はできないが，類似業務を調査する等により，市場価格と比較して適正であることを確認された方が良いと考える。
- 複数年契約を導入されているが，入札者数は減少しており，契約価格は前回契約と同一額である。次期契約の際は，契約期間について検討された方が良いと考える。
- 本契約の業務内容は，複数の業務で構成されるが，一律に，高い能力を有する者による業務の提供を要件とされている。一部の業務を一般的な要件とすることで，契約価格を抑えられる可能性があるため，業務ごとに要件を検討された方が良いと考える。

④電子ジャーナルの利用提供契約

契約担当課から，契約の内容及び随意契約とした理由について説明があった後，主に随意契約の事由が妥当であるかの観点で議論がなされた。

⑤システム保守業務の提供契約

契約担当課から，契約の内容及び予定価格の積算方法について説明があった後，主に契約価格が妥当であるかの観点で議論がなされた。

【委員からの意見等】

- 保守業務の実施時間数等について，契約担当課における契約価格が妥当であるかの判断や価格交渉の材料として，より活用することを検討された方が良いと考える。